

【報告事項・イ】

北海道からの動物愛護管理法第25条に係る権限委譲について

1 目的

現在, 都道府県に権限のある「動物の愛護及び管理に関する法律第25条」に基づく“動物の不適正飼養者に対する規制”について, 北海道から一般の飼い主に対する規制権限の委譲を受け, 本市単独で改善に係る措置を行えるようにする。

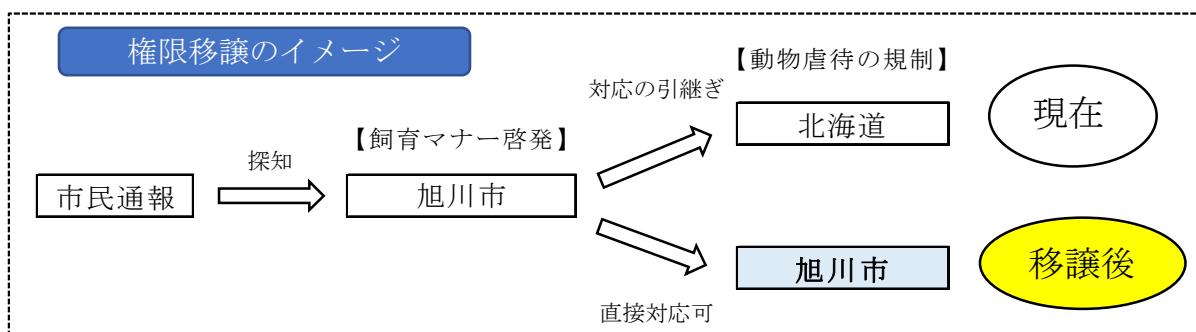
2 概要

(1) 現況

本市では, 令和3年4月1日に旭川市動物の愛護及び管理に関する条例を施行し, 一般の飼い主に対する飼育マナーの啓発等を行っているところであるが, 動物虐待などの不適正飼養を探知した場合においては, 北海道に対応を引き継ぐ必要がある。

(2) 権限委譲により期待される効果

- ・動物虐待の改善に必要な助言・指導から勧告・命令措置までを本市が単独で行うことができるようになり, 不適正飼養問題の迅速な解決が可能となる。
- ・通報窓口が本市に一本化されることにより, 市民の利便性が向上する。



(4) 進捗状況

- ・北海道行政連携課及び上川総合振興局との事前協議及び業務量調査等を完了。
- ・令和5年8月31日付けで地方自治法に基づく権限委譲の同意書を提出。

(5) 委譲開始時期

令和6年4月1日(予定)

4 今後の予定

- ・令和5年12月, 北海道の令和5年第4回定例会で委譲に係る条例改正の実施。
- ・必要に応じて本市も令和6年第1回定例会にて動物愛護条例を改正(要否を検討中)。
- ・通報窓口の変更に伴う市民への周知(ホームページや広報誌を活用予定)
- ・事務処理マニュアル等の整備